議案第３号

令和９年度の負担金について

茨城租税債権管理機構規約第１３条第２項の規定に基づき、令和９年度の本機構の経費に充てる関係市町村の負担金の額については、下記のとおり定める。

記

１　均等割額	１団体につき	５０，０００円
２　処理件数割額	市町村の人口階層区分毎に設定された件数枠に１５０，０００円を乗じた額	
３　徴収実績割額	令和７年度徴収実績額に１０パーセントを乗じた額	

令和８年８月２５日　提出

茨城租税債権管理機構
管理者　松　丸　修　久